

カーボン・オフセットに関する第三者認証ラベルのあり方について(案)

環境省 市場メカニズム室

1. カーボン・オフセットに関するラベルの位置づけ

カーボン・オフセットの取組の推進と信頼性の構築を目的として、環境省では本年2月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、環境省指針という）を定めたところである。また、これに基づき、個人・企業等がカーボン・オフセットを実施する際の統一的な考え方として「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」及び「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」を定め、これら環境省指針等に沿ったカーボン・オフセットに対する認証を行う基準となる「カーボン・オフセットに関する第三者認証機関による認証基準」（以下、第三者認証基準という）を定めているところである。

環境省指針においては、カーボン・オフセットに関する第三者機関による認証を受けた取組については当該認証を示す一定のラベリングを行うことが望ましいとしている。環境省指針等に則し認証を受けたカーボン・オフセットの取組が分かりやすい形で消費者の目に多く触れ、普及することは、カーボン・オフセットの取組を一層推進させることができると考えられる。このため、カーボン・オフセットに関する第三者認証を受けた取組に付与するラベルを策定することとする。なお、環境省指針にも記載しているように、ラベルの策定に当たっては、米国、欧州等の事例を参考とすることとする。

2. 我が国のカーボン・オフセットに関する第三者認証ラベルのあり方について（案）

（1）海外事例における教訓

欧州では、カーボン・フットプリントによる排出量や削減努力をラベルに表示するモデル事業が進んでいるが、英国 Carbon Trust、フランス Casino とともに消費者の反応を踏まえ、排出量のみを表示するシンプルなラベルに移行している。排出量表示の取組自体も、算定に時間を要し企業負担も大きいことから、当初の予定よりも普及に時間がかかっている。

カーボン・オフセットに関するラベルについては、オフセットする対象を表示する英国カーボンニュートラル社のようなシンプルなラベルが既に普及している。最近では、スイスにおいてオフセット割合を示すラベルが公表され、米国ではプロジェクト情報を表示するラベルが公表されたが、現時点ではいずれも普及が進んでいない状況にある。

英国環境・食料・農林地域省（DEFRA）は、2008年2月19日にカーボン・オフセットに関する自主規則（案）を公表し、カーボン・オフセットの品質マークを付与する基準が示されている。この自主規則は、2008年9月に策定する予定であったが、未だ公表されていない（2008年11月現在）。

(2) 我が国のカーボン・オフセットに関する第三者認証ラベルの基本方針

上記のような海外事例及びこれまでのWSにおける検討を踏まえると、我が国のカーボン・オフセットラベルにおいて、排出量や削減努力、オフセットした対象(バウンダリやライフステージ)、カーボン・オフセットに用いるクレジットの種類、プロジェクト情報を表示することは、表示スペース及び事業者コストを考えると難しいと考えられる。

また、削減努力や排出量を同時に表示したり、任意のバウンダリに対して一部又は全部をオフセットするといった複数の情報を、消費者に誤解を与えることなく表示することも困難と考えられる。

以上を踏まえ、当面の間のモデル認証機関のラベルとしては、カーボン・オフセットに関する第三者認証機関による認証を受けたことを示すシンプルなラベルとすることが望ましい。

(備考：カーボン・フットプリントの統一マークとの関係について)

経済産業省において、ライフサイクル全般（原材料調達から廃棄まで）でどの程度CO₂を排出しているかが一目で分かるマークを表示する「カーボン・フットプリント制度」が検討されており、11月14日に統一マークが公表されたところ。



図 カーボン・フットプリントの統一マーク

カーボン・フットプリント統一マークが、ライフサイクル全般を対象としたCO₂排出量を表示することを目的としているのに対し、カーボン・オフセットに関する第三者認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）は、排出量の「見える化」のみならず削減努力やクレジットの調達・無効化といった一連のプロセス全体について適切に行われているかどうかを審査し、認証するものであり、目的が異なっていることから、カーボン・オフセットラベルは、カーボン・フットプリント統一マークとは別途作成する必要がある。

また、排出量の「見える化」についても、カーボン・オフセットの取組を行う者が自らオフセットの算定対象範囲（バウンダリ）を設定し、その全部又は一部を対象としてオフセットすることができるという点で、両者は異なっている。

(3) カーボン・オフセットラベルデザインのテーマ(趣旨)

(カーボン・オフセットの認証基準)

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）（案）

においては、カーボン・オフセットの取組に関する認証要件は以下のように設定されている。

＜カーボン・オフセットの取組に関する認証要件＞

- ① 排出量の認識
- ② 削減努力の実施
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
- ④ 排出量の埋め合わせ
- ⑤ 情報提供

また、カーボン・オフセットの取組を以下の4つに分類して認証基準を設けている。

- I-1 商品使用・サービス利用オフセット
- I-2 会議・イベント開催オフセット
- I-3 自己活動オフセット
- II 自己活動オフセット支援

（我が国のカーボン・オフセットの取組の現状）

2008年10月末現在、カーボン・オフセットの取組は300件を超えている(J-COF調べ)が、埋め合わせに用いるクレジットは京都クレジット(CER)とグリーン電力証書が主流であり¹、海外で批判されているようなオフセットに用いるクレジットに関する問題や、排出量の埋め合わせ(オフセットに用いるクレジットの無効化処理)に関する問題は今のところ顕在化していない。

一方、カーボン・オフセットの対象となる活動の排出量の認識については、認証基準の分類で示されている自己活動オフセット支援型の取組(区分II)とそうでないもの(I-1～3)とでは対象となる活動と算定範囲が異なる。例えば、同一の商品であっても、商品使用・サービス利用オフセット型(区分I-1)は、当該商品の製造プロセス等の排出量を算定しているに対して、自己活動オフセット支援型(区分II)は当該商品とは直接関係のない、消費者の日常生活などに伴う排出量をオフセットの対象としている場合がある。

（ラベルデザインの趣旨）

カーボン・オフセットラベルは、認証基準の認証要件が満たされていることを象徴するデザインであることが望ましい。このラベルのデザインを検討するにあたっては、①排出量の認識(対象となる排出量を適切に算定していること)、②温室効果ガス削減努力の実施、③その排出量の埋め合わせ(クレジットの無効化処理)が適切に実施されたことを想起させることが望ましい。

¹自主参加型排出量取引制度で用いられる排出枠(JPA)やゴールドスタンダード等の海外VERでオフセットした取組も数件ある。

また、区分Ⅰと区分Ⅱでは、排出量の算定の対象と範囲が異なる場合があること、自己活動オフセット支援型（区分Ⅱ）については消費者による排出量の認識や削減努力の上に成り立つカーボン・オフセットであることから、全く同一のものとすると消費者が混乱すると考えられる。このため、ラベルのデザインは共通とするが、区分Ⅰと区分Ⅱの違いがわかるような文字情報等を付加することとする。

(ラベルデザインの基本条件)

以上のことから、カーボン・オフセットラベルは以下の基本条件を満たすよう作成することとする。

- ・文字またはイラストを用いてカーボン・オフセットの概念及びその手続きが適切に実施されたことがイメージできること。
- ・区分Ⅰと区分Ⅱの違いがわかるような文字情報等(例えば、「カーボン・オフセット用クレジット付き商品」など)を付加すること。
- ・実際の使用サイズは縮小されるので、文字がつぶれない（視認性が良い）デザインとすること（商品への表示としては、縦横 7mm 程度まで小さくなることを想定）。

また、ラベルに隣接した箇所には、消費者等が当該商品・サービス等のカーボン・オフセットの取組の詳細な情報を入手できるよう、URL や QR コードなどの情報を付記することとする。